男鹿市内小·中学校児童生徒 保護者様

新型コロナウイルス感染拡大防止のための臨時休業措置について

男鹿市教育委員会

令和2年4月16日(木)に全国に発令された緊急事態宣言を受け、市内小・中学校においては、4月21日 (火)から5月6日(水)までの期間を臨時休業とし、次のとおり対応することとします。各家庭において、ご協力く ださいますようお願いします。

- I 休業中の家庭における健康観察等について
- ・自宅で過ごすことを基本とし、不要不急の外出を避けてください。
- ・各家庭において、検温等の健康観察を継続して行ってください。
- ・発熱や強い倦怠感等の症状があり、感染が疑われる場合は、速やかに、帰国者・接触者相談センター及び学校へ連絡してください。
- 2 休業中の家庭における生活と学習について
 - ・各校からの指示に従い、規則正しい生活、計画的な学習への取組をお願いします。
- 3 休業中の部活動等について
 - ・休業期間中の部活動、スポーツ少年団活動は休止とします。
- 4 休業中の保護者の方々への連絡について
 - ・各校で使用している緊急メールサービス (e-メッセージ) や電話等により行います。
- 5 差別的な行為等の防止について
 - ・感染者や濃厚接触者を特定しようとしたり、その家族や知人を誹謗中傷したりするような言動やSNSでのやり取りなどは、厳に慎んでくださるようお願いします。
- 6 教職員の勤務について
 - ・通常通り学校に勤務し、児童生徒や保護者との連絡や相談、児童生徒の学習支援等にあたります。
- 7 その他の対応について
 - ・放課後児童クラブは、長期休業と同じように開設となります。
 - ・学校施設の開放は停止します。
 - ・市立図書館、公民館等の児童生徒の利用を停止します。

【お問い合わせ先】

- ○学校教育に関すること: 男鹿市教育委員会学校教育課 電話: 24-9101
- ○放課後児童クラブについて: 男鹿市健康子育て課 電話: 27-8074